

農業経営基盤の強化の促進に関する  
基本的な構想

令和5年9月

松 戸 市

# 目 次

第1	農業経営基盤の強化の促進に関する目標	
1	農業経営基盤の強化の基本的な推進方向	1
2	農業経営基盤の強化の具体的な推進方向	1
3	効率的かつ安定的な農業経営体の確保・育成目標	2
4	効率的かつ安定的な農業経営体の確保・育成方向と支援	2
5	新たに農業経営を営もうとする青年等の確保・育成に関する目標	4
6	優良農地の確保と土地基盤整備の基本的な方向	5
7	農業生産の現状と今後の方向	5
第2	農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農の類型ごとの効率的かつ安定的な農業経営の指標	6
第2の2	農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農の類型ごとの新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の指標	14
第3	第2及び第2の2に掲げる事項のほか、農業を担う者の確保及び育成に関する事項	
1	農業を担う者の確保・育成の考え方	17
2	松戸市が主体的に行う取組	18
3	関係機関の連携・役割分担の考え方	18
4	就農等希望者のマッチング及び農業を担う者の確保・育成のための情報収集・相互提供	19
第4	効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標その他農用地の効率的かつ総合的な利用に関する事項	
1	効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標	19
2	その他農用地の効率的かつ総合的な利用に関する事項	20

第5	農業経営基盤強化促進事業に関する事項	
1	第18条第1項の協議の場の設置の方法、第19条第1項に規定する地域計画の区域の基準その他第4条第3項第1号に掲げる事業に関する事項	20
2	利用権設定等促進事業に関する事項	21
3	農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準その他農用地利用改善事業の実施の基準に関する事項	28
4	農業協同組合が行う農作業の委託のあっせんの促進その他の委託を受けて行う農作業の実施の促進に関する事項等	31
5	農業経営の改善を図るために必要な農業従事者の養成及び確保の促進に関する事項	31
6	新たに農業経営を営もうとする青年等の確保・育成に関する事項	32
7	その他農業経営基盤の強化を促進するために必要な事項	33
第6	その他	33

別紙1（第5 2（1）⑥関係）

別紙2（第5 2（2）関係）

## 第1 農業経営基盤の強化の促進に関する目標

### 1 農業経営基盤の強化の基本的な推進方向

松戸市は農業振興地域の整備に関する法律に基づく地域指定をせず、平成31年には松戸市都市農業振興計画を策定し、松戸市独自の制度資金（松戸市農業振興資金融資）や農業補助金を活用し、基幹的農家の経営の合理化や施設・機械の近代化を図ることで、東葛飾地区においても優良な農業地域として発展してきた。都市地域でありながら自然環境と景観の維持、防災機能等の公益的・多面的機能を併せ持つ農地を維持し、生産性の高い農業経営を目指し、次世代に引き継げる魅力ある都市農業の推進を図るため、農業経営基盤強化の基本的な推進方向は、次の4点とする。

- (1) 次世代の農業を担う若い担い手農業者・新規就農者が希望をもって取り組める高所得農業をめざし、都市近郊の立地を活かした生産技術・販売・経営管理の指導体制を強化するとともに効率的で安定的な農業経営を推進する。
- (2) 環境にやさしい農業を推進し、消費者や地域住民のニーズに応えた安全で良質な食料を供給する農業基盤の確立を図り、都市農業への理解を深めるため都市農業センター的機能の整備を推進する。
- (3) 農用地の保全と有効利用により、効率的な経営を可能とする生産基盤の整備に努めるとともに、地域の秩序ある土地利用の確保を図る。
- (4) 市民に安らぎと潤いを与える自然空間の維持・向上に努め、「都市・農地・自然」をひとつの単位とした地域の自然再生をめざすとともに、農地の公益的、多面的機能を活用しつつ地域住民との相互理解を図り、営農環境を整備する。

### 2 農業経営基盤の強化の具体的な推進方向

上記4点の事項を達成するため具体的な推進方向は次のとおりとする。

#### (1) 安全・安心な農産物『松戸ブランド』の推進

安全・安心な農産物の生産・供給を拡大し、消費者と生産者のお互いの顔が見える流通システム、松戸農産物の地産地消を目指すため『松戸ブランド』を推進する。

#### (2) 遊休農地解消に向けての農用地集積の促進

遊休農地の解消を図り、土地利用型農業による発展を図ろうとする意欲的な農業者に対して、農地中間管理事業を軸としながら農用地の利用調整に取り組む。

#### (3) 観光農業・体験農園、産地直売農園の推進

高齢化社会の到来に伴い農業への関心が高まる中、消費者と生産者の距離

を縮め、安全・安心で新鮮な作物を供給し、都市生活の中で土に親しみ生産の喜びを味わうため、作物の育成・管理を農家が行い、収穫のみを消費者が行う『観光農業』と、種まき・苗の植付けから収穫までの耕作を指導する『体験農園』の推進を図る。また、産地直売農園による経営の安定化を推進する。

#### (4) 認定農業者制度普及・促進の推進

認定農業者の拡大と啓発を図るため、農業経営改善支援センターと各関係機関を通じて認定農業者制度の普及・促進と経営管理の合理化、農業従事者の態様改善等の相談活動を推進する。

#### (5) 農商工連携・農業の6次産業化の促進

農商工連携や農業の6次産業化の取り組みを支援育成することにより、農業経営の安定と向上を図るとともに地域農業の活性化を図る。

#### (6) 「地域計画」の策定推進

高齢化に伴う担い手不足や耕作放棄地解消のため、地域農業のあり方について集落・地域で話し合い、今後の農地利用を担う経営体への農地の集約化等に関する将来方針を作成する「地域計画」の策定を推進する。

#### (7) 多様な担い手の確保・育成

地域の農業を牽引する意欲と能力のある経営感覚に優れた人材や企業的経営体などの多様な担い手を確保・育成するとともに、農業後継者や新規就農者に対し、就農の促進と定着化を図るための支援体制の充実と、就農しやすい環境の整備を推進する。

### 3 効率的かつ安定的な農業経営体の確保・育成目標

農業が職業として選択し得る魅力とやりがいのある産業となるように、農業経営の発展目標を明らかにし、効率的かつ安定的で持続可能な農業経営体の確保・育成に努める。具体的な経営目標は、年間農業所得（主たる従事者1人当たり）520万円程度、年間労働時間（主たる従事者1人当たり）2,000時間以下の水準を目標とする。

### 4 効率的かつ安定的な農業経営体の確保・育成方向と支援

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号。以下「法」という。）第12条に定める農業経営改善計画の認定制度を望ましい経営の育成施策の中心に位置付け、農用地の利用集積はもとより、その他さまざまな支援措置についても認定農業者に重点的に実施されるよう、制度の積極的活用を図る。

個別経営体については、機械・施設の導入による省力化や雇用労働力の導入を推進し、経営感覚に優れた経営体を育成する。さらにより合理的、効率的な企業的経営を目指すため、法人化への誘導を図る。

また、地域の実情に合わせた組織経営体の育成を図り、相互にメリットを享受できるように、その環境条件づくりを推進する。

この制度の普及を図るため、松戸市は、農業経営改善計画の認定を受けた農業者、組織経営体、若しくは今後認定を受けようとする農業者・組織等を対象に、農業経営改善支援センターを中心として、各種の経営診断の実施や先進的技術を導入した生産方式や、経営管理の合理化及び流通販売の分野における高付加価値農業の展開を目指した指導及び研修会の開催等を行う。経営診断等の実施にあたっては、農業者が自ら5年後の所得水準、生産する作物や規模などについての目標を定めること及び経営者としての環境条件づくりを促し、その定着を図る。

#### (1) 農用地の流動化に係る支援

##### ア 利用権設定等の推進

農用地の利用について、農業委員及び農地利用最適化推進委員（以下、「農業委員等」という。）を通じて意欲のある担い手の掘り起こしを行い、農地中間管理機構を活用し遊休農地等の解消を図り、農地中間管理事業を積極的に推進する。

##### イ 農作業受委託の促進

農作業の受委託を組織的に促進するため、効率的な農作業の受託事業を行う生産組織の育成を推進するとともに、農業協同組合、その他の農業に関する団体による農作業受委託の仲介・あっせんに努める。さらに、地域別・作目毎の事情に応じた受委託及び利用権設定への移行の促進を図る。

#### (2) 資金の融資に係る支援

農業を自ら営む者に対し、松戸市独自の制度資金（松戸市農業振興資金融資条例）を活用し、融資機関を通じて必要資金の融資あっせんと利子補給を実施しているが、効率的で安定的な農業経営を育成するため、この制度の一層の普及推進を図るとともに、併せて、国の低利の農業制度金融（日本政策金融公庫資金・農業近代化資金等）の普及推進とにより、農業協同組合等関係団体・機関と協調し、融資実行の迅速化を図り、農業生産力の維持増進に努める。

#### (3) 農業経営体を担う後継者と新規就農者・女性農業者の育成

農業を担う後継者、新規就農者、女性農業者が意欲と希望を持って取り組める農業を目指し、経営参画や家族経営協定の締結を推進する。また、農業協同組合等関係団体・機関と協力し人材の確保・育成を図り、さらには就農後の安定経営に向けた多様な取組を積極的に推進する。

#### (4) 農業経営体間の連携に係る支援

耕種部門（野菜部門・果樹部門・花き部門他）内の情報交換や研修により、環境にやさしい農業や新しい病虫害防除技術等の共有する課題について相互

の交流を図り、農業技術の習得や地力の維持増進及び高生産性農業を積極的に推進する。

また、農地の有効利用や活性化を図ることにより、地域の維持・発展のために効率的かつ安定的な農業経営体と兼業農家、高齢農家、土地持ち非農家等との間の密接な連携協力を推進するとともに、地域の全ての農業従事者の知識と経験を生かした、地域農産物の供給システムづくりについて支援する。

## 5 新たに農業経営を営もうとする青年等の確保・育成に関する目標

### (1) 新規就農の現状

松戸市の新規就農者は、過去5年間の平均で3人から4人程度であるが、本市農業の維持・活性化を図っていくため、将来にわたって地域農業の担い手を安定的かつ計画的に確保していく必要がある。

### (2) 新たに農業経営を営もうとする青年等の確保に関する目標

(1)に掲げる状況を踏まえ、松戸市は青年層に農業を職業として選択してもらえるよう、将来（農業経営開始から5年後）の農業経営の発展の目標を明らかにし、新たに農業経営を営もうとする青年等の確保・育成を図っていくものとする。

#### ア 確保・育成すべき人数の目標

国が掲げる新規就農し定着する農業者を倍増し、40代以下の農業者を拡大するという新規就農者の確保・定着目標や千葉県農業経営基盤強化促進基本方針に掲げられた新たに農業経営を営もうとする青年等の確保目標の年間450人を踏まえ、松戸市においては年間5人の当該青年等の確保を目標とする。また、現在の雇用就農の受け皿となる法人を5年間で2法人増加させる。

#### イ 新たに農業経営を営もうとする青年等の労働時間・農業所得に関する数値目標

松戸市及びその周辺町村の他産業従事者や優良な農業経営の事例と均衡する年間総労働時間（主たる従事者1人当たり1,800～2,000時間程度）の水準を達成しつつ、農業経営開始から5年後には農業で生計が成り立つ年間農業所得（主たる従事者1人当たり270万円程度）を目標とする。

### (3) 新たに農業経営を営もうとする青年等の確保・育成に向けた取組

上記に掲げるような新たに農業経営を営もうとする青年等を確保・育成していくためには就農相談から技術習得や農地の確保、就農、経営定着の段階まできめ細やかに支援していくことが重要である。そのため、松戸市は、就農希望者に対して、農業委員会、農業事務所、農業協同組合、農業共済組合、農地中間管理機構その他関係団体と連携し、地域の総力をあげて地域の中心的な

経営体へと育成し、将来的には認定農業者へと誘導していく。

## 6 優良農地の確保と土地基盤整備の基本的な方向

優良農地の保全・確保は、本市農業の維持・発展を図るために必要不可欠であり、優良農地を集団的に保全するという基本方針をもとに、農業経営体が意欲をもって農業に取り組めるよう無秩序な土地利用を防止するとともに、市内各地域の実情に応じた農業上保全すべき農地の区域を優良農地として明確にし、その確保を図る。

また、農地は、最も基本的な農業生産基盤であり、都市においては様々な公益的役割を担っていることから、今後とも効率的な経営を可能とする生産基盤の整備に努めるとともに、市街化区域にあつては生産緑地を主体として、市街化調整区域内にあつては他計画との整合を図り、立地条件や地区特性に応じた優良農地の秩序ある土地利用の確保に努める。

さらに、農業地域の環境の向上を図ると同時に、土壌の悪化防止と作付け体系の見直しを図り、優良有機物の確保や畑地かんがい、施設栽培の合理化等の基盤整備を推進する。

## 7 農業生産の現状と今後の方向

### (1) 野菜

野菜は、本市農業産出額の約86%を占める基幹品目となっており、主として露地栽培によっているが、被覆資材の活用、品種改良等により周年栽培化が進み、耕地面積が減少する中でも高収益生産を実現し、ネギ・エダマメ・ホウレンソウ・カブなど全国上位の生産高を上げている。

今後は、都市化による一層の耕地の減少が予測される中で、露地野菜の集約化・高収益野菜への集中・周年栽培化が進むものと思われる。

一方、耕地の高度利用による土壌状態の悪化、周年栽培化による病害虫密度の高まり、薬剤抵抗性害虫や耐性菌の発生といった問題が顕在化しつつある。こうした問題を克服し野菜生産の発展を図るため、輪作体系の確立や有機物施用など環境にやさしい栽培技術を促進する。

特に、都市農業に立脚した環境にやさしい農業を特色付けるため、無農薬栽培研究会等団体組織の濃密指導をはじめ、有機栽培、減農薬・減化学肥料栽培に対する支援を強化し、安全でおいしい野菜産地の振興を図る。

また、労働力不足に対応するため、立地に即した機械化や補助労働力の確保のための施策の具体化を図る。

### (2) 果樹

果樹は、積極的な生産振興と観光果樹園化の導入によって有利な販売が定

着し直売の組織化も図られるなど比較的安定した経営が行われており、市全体の農業産出額に占める割合は、約9%である。

しかし、消費の多様化・輸入果実の増加等により需要が停滞しつつあることから、今後は、消費動向を的確に捉え、減農薬・減化学肥料化に取り組み高品質でおいしい果実の生産を促進する。

また、新品種の導入等を積極的に行い、果樹産地としての発展を図る。

### (3) 花 き

花き栽培はガーデニング等に利用される花壇用苗の生産を主体とし、サイネリア等の鉢物及び各種の切花が生産されている。

今後は、耕地面積減少が進む中、高収益を上げる方策として、施肥・土壌管理の適正化、病虫害防除対策の徹底による商品化率の向上を図るとともに、新品目の導入や施設等の改善を進め、地の利を生かした直売を推進し、地域住民との交流や産地宣伝の強化により、消費者ニーズを的確に捉えた経営の確立を推進する。

### (4) 水 稲

水稲作の多くは、野菜との複合経営となっており、水田から野菜畑への転換が進み、市域内に残された水田は一部の販売を除き、自家消費を目的とした栽培が目立つ。水稲の大規模化は都市型経営のため難しく、市域外に代替を求める傾向がある。

今後、市域内の水田については、農業機械の共同利用や作業の省力化・協業化を推進し、経営の安定化を図る。

## 第2 農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農の類型ごとの効率的かつ安定的な農業経営の指標

第1に示したような目標を可能とする効率的かつ安定的な農業経営の指標として、現に松戸市及び近隣市で展開している優良事例を踏まえつつ、松戸市における主要な営農類型についてこれを示すと次のとおりである。

個別経営体については、農業生産の形態が家族経営によって担われることが多いことから、労働力構成として主たる従事者1名とその家族ないし雇用労働者3名程度で営まれることを想定している。

なお、営農類型の算出の基礎欄の単価・生産量等については、過去のデータをもとに算出し、見直しを行った。

個別経営体

営農類型	露地野菜(ネギ・キャベツ)		
規模	畑2.0ha 労働力 家族3人(主たる従事者1人)		
所得及び労働時間	所得 758万円、労働時間 4,687時間		
生産方式	[資本装備] トラクター、管理機、ネギ皮剥き機、動力噴霧機、トラック、深耕ロータリー、パソコン、ネギ定植機、播種機 [技術内容] ・直播、セル成型苗、定植機利用による省力化(ネギ) ・輪作体系の整備、優良品種の選定 ・減農薬栽培の推進(フェロモン剤の利用・発生予察情報の活用) ・施肥の合理化、微生物資材の利用		
経営管理の方法	・パソコンなどの利用による経営管理の合理化(複式簿記帳、生産履歴の記帳) ・有利販売の推進〔共選・共販による出荷体制の強化、直売方式によるコストダウン省力化(ネギ)〕 ・作業環境の改善		
農業従事の態様	・家族経営協定の締結、定期的な休日の実施、月給制の導入		
【算定根拠】	$\text{農業粗収益} - \text{農業経営費} = \text{農業所得}$ $1,516 \text{ 万円} \quad 758 \text{ 万円} \quad 758 \text{ 万円}$		
1 品種構成			5 単位当たり労働時間
秋冬ネギ	90 a		秋冬ネギ 373 時間/10a
秋冬ネギ(直売)	10 a		秋冬ネギ(直売) 373 時間/10a
春キャベツ	100 a		春キャベツ 75.9 時間/10a
秋キャベツ	20 a		秋キャベツ 99.2 時間/10a
2 生産量			6 借入地面積
秋冬ネギ	36,000 kg	(4,000 kg/10a)	0 a
秋冬ネギ(直売)	4,000 kg	(4,000 kg/10a)	
春キャベツ	50,000 kg	(5,000 kg/10a)	7 補助者の労働時間
秋キャベツ	9,000 kg	(4,500 kg/10a)	3,000 時間
			(1人当たり 1,500時間×2人)
3 単価			
秋冬ネギ	230 円/kg		
秋冬ネギ(直売)	600 円/kg		
春キャベツ	77 円/kg		
秋キャベツ	70 円/kg		
4 所得率			
秋冬ネギ	50%		
秋冬ネギ(直売)	50%		
春キャベツ	50%		
秋キャベツ	50%		

※この指標は、主たる従事者1人当たり520万円程度に加え、後継者等の一定所得を可能とする1経営体当たり750万円程度の農業所得を確保し得るモデル的な家族経営を示している。

個別経営体

営農類型	露地野菜(カブ・エダマメ・ネギ)		
規模	畑1.5ha 労働力 家族4人(主たる従事者1人)		
所得及び労働時間	所得 754万円、労働時間 6,110時間		
生産方式	[資本装備] トラクター、トラック、ネギ皮剥き機、動力噴霧機、簡易移植機、管理機、播種機、ミニハウス、パソコン、深耕ロータリー、作業場(結束機・洗浄機)、枝豆脱莢機、カブ洗浄機 [技術内容] ・土づくり、良質有機物の施肥の合理化 ・作型別的品種の選定 ・減農薬栽培の推進、発生予察情報の活用、フェロモン剤の利用、被覆資材の活用 ・輪作体系の整備 ・簡易移植機利用による省力化(ネギ)		
経営管理の方法	・パソコンなどの利用による経営管理の合理化(複式簿記記帳、農作業日誌記帳、情報収集) ・有利販売の推進[共選・共販による出荷体制の強化、直売方式の導入(エダマメ中心)]		
農業従事の態様	・家族経営協定の締結、定期的な休日の実施、月給制の導入		
【算定根拠】	農業粗収益	－ 農業経営費	= 農業所得
	1,461 万円	707 万円	754 万円
1 品種構成			4 所得率
夏秋ネギ	20 a		夏秋ネギ 50%
春どりカブ	30 a		春どりカブ 50%
秋どりカブ	70 a		秋どりカブ 50%
冬どりカブ	60 a		冬どりカブ 50%
早出し枝豆	20 a		早出し枝豆 55%
夏どり枝豆	50 a		夏どり枝豆 55%
2 生産量			5 単位当たり労働時間
夏秋ネギ	6,000 kg	(3,000 kg/10a)	夏秋ネギ 465 時間/10a
春どりカブ	13,200 kg	(4,400 kg/10a)	春どりカブ 237 時間/10a
秋どりカブ	30,800 kg	(4,400 kg/10a)	秋どりカブ 193 時間/10a
冬どりカブ	26,400 kg	(4,400 kg/10a)	冬どりカブ 221 時間/10a
早出し枝豆	1,800 kg	(900 kg/10a)	早出し枝豆 256 時間/10a
夏どり枝豆	4,500 kg	(900 kg/10a)	夏どり枝豆 256 時間/10a
3 単価			6 補助者の労働時間
夏秋ネギ	310 円/kg		4,500 時間
春どりカブ	111 円/kg		(1人当たり 1,500時間×3人)
秋どりカブ	108 円/kg		
冬どりカブ	125 円/kg		7 借入地面積
早出し枝豆	1,087 円/kg		0 a
夏どり枝豆	601 円/kg		

※この指標は、主たる従事者1人当たり520万円程度に加え、後継者等の一定所得を可能とする1経営体当たり750万円程度の農業所得を確保し得るモデル的な家族経営を示している。

個別経営体

営農類型	露地野菜(ホウレンソウ・コマツナ・エダマメ)		
規模	畑1.2ha 労働力 家族3人(主たる従事者1人)		
所得及び労働時間	所得 862万円、労働時間 4,923時間		
生産方式	[資本装備] トラクター、トラック、播種機、動力噴霧機、ミニハウス、予冷库、パソコン、管理機、枝豆脱莢機、枝豆選別機 [技術内容] ・播種機利用による作業の効率化と播種量の適正化 ・土づくり、良質有機物の施用 ・品質向上対策、施肥の合理化(土壌水分による施肥管理)、微生物資材の利用 ・減農薬栽培の推進(防虫網・適品種選定)、発生予察情報の活用、フェロモン剤の利用、被覆資材の活用 ・輪作体系の整備		
経営管理の方法	・パソコンなどの利用による経営管理の合理化(複式簿記記帳、農作業日誌記帳、情報収集) ・有利販売の推進〔共選共販による出荷体制の強化〕 ・作業環境の改善		
農業従事の態様	・家族経営協定の締結、定期的な休日の実施、月給制の導入		
【算定根拠】	$\text{農業粗収益} - \text{農業経営費} = \text{農業所得}$ $1,475 \text{ 万円} - 613 \text{ 万円} = 862 \text{ 万円}$		
1 品種構成			4 所得率
秋どりホウレンソウ	60 a		秋どりホウレンソウ 60%
冬どりホウレンソウ	60 a		冬どりホウレンソウ 60%
秋どりコマツナ	10 a		秋どりコマツナ 60%
冬どりコマツナ	20 a		冬どりコマツナ 60%
早出し枝豆	20 a		早出し枝豆 55%
夏どり枝豆	50 a		夏どり枝豆 55%
2 生産量			5 単位当たり労働時間
秋どりホウレンソウ	10,800 kg	(1,800 kg/10a)	秋どりホウレンソウ 229 時間/10a
冬どりホウレンソウ	10,800 kg	(1,800 kg/10a)	冬どりホウレンソウ 280 時間/10a
秋どりコマツナ	2,500 kg	(2,500 kg/10a)	秋どりコマツナ 203 時間/10a
冬どりコマツナ	5,000 kg	(2,500 kg/10a)	冬どりコマツナ 203 時間/10a
早出し枝豆	1,800 kg	(900 kg/10a)	早出し枝豆 180 時間/10a
夏どり枝豆	4,500 kg	(900 kg/10a)	夏どり枝豆 180 時間/10a
3 単価			6 補助者の労働時間
秋どりホウレンソウ	398 円/kg		3,000 時間
冬どりホウレンソウ	352 円/kg		(1人当たり1,500時間×2人)
秋どりコマツナ	243 円/kg		
冬どりコマツナ	277 円/kg		7 借入地面積
早出し枝豆	1,087 円/kg		0 a
夏どり枝豆	601 円/kg		

※この指標は、主たる従事者1人当たり520万円程度に加え、後継者等の一定所得を可能とする1経営体当たり750万円程度の農業所得を確保し得るモデル的な家族経営を示している。

個別経営体

営農類型	露地野菜(ワケネギ)		
規模	畑2.0ha 労働力5人 家族3人(主たる従事者1人)・雇用2人		
所得及び労働時間	所得 778万円、労働時間 7,905時間		
生産方式	[資本装備] トラクター、トラック、マルチャー、管理機、ミニハウス、予冷库、パソコン、動力噴霧機、葉ネギ洗浄機 [技術内容] ・土づくり、良質有機物の施用 ・減農薬栽培の推進、発生予察情報の活用、フェロモン剤の利用 ・品質向上対策、施肥の合理化、微生物資材の利用 ・連作障害対策		
経営管理の方法	・パソコンなどの利用による経営管理の合理化(複式簿記帳、農作業日誌記帳、情報収集) ・有利販売の推進(計画出荷の拡充とブランド内容の充実) ・雇用労力の活用		
農業従事の態様	・家族経営協定の締結、定期的な休日の実施、月給制の導入 ・雇用の活用による家族労力時間の短縮		
【算定根拠】	$\text{農業粗収益} - \text{農業経営費} = \text{農業所得}$ $1,764 \text{ 万円} \quad 986 \text{ 万円} \quad 778 \text{ 万円}$		
1 品種構成			5 単位当たり労働時間
春どりワケネギ	50 a		春どりワケネギ 527 時間/10a
夏どりワケネギ	20 a		夏どりワケネギ 527 時間/10a
秋冬どりワケネギ	80 a		秋冬どりワケネギ 527 時間/10a
2 生産量			6 補助者、雇用者の労働時間
春どりワケネギ	70,000 束	(14,000 束/10a)	5,920 時間
夏どりワケネギ	28,000 束	(14,000 束/10a)	(補助者1人当たり2,000時間×2人+
秋冬どりワケネギ	112,000 束	(14,000 束/10a)	雇用者1人当たり960時間×2人)
3 単価			7 補助者、雇用者給与
春どりワケネギ	84 円/束		補助者 2,400,000 円
夏どりワケネギ	84 円/束		(専従者給与10万円×12月×2人)
秋冬どりワケネギ	84 円/束		雇用者 1,920,000 円
			(雇用者1,000円×4時間×20日×12月×2人)
4 所得率			経営主所得(農業所得-補助者給与)
春どりワケネギ	55%		5,382,000 円
夏どりワケネギ	55%		
秋冬どりワケネギ	55%		8 借入地面積
			0 a

※この指標は、主たる従事者1人当たり520万円程度に加え、後継者等の一定所得を可能とする  
1経営体当たり750万円程度の農業所得を確保し得るモデル的な家族経営を示している。

個別経営体

営農類型	施設野菜(トマト・キュウリ)		
規模	ハウス3,000㎡ 労働力 家族3人(主たる従事者1人)		
所得及び労働時間	所得 972万円、労働時間 5,432時間		
生産方式	[資本装備] トラクター、トラック、鉄骨ハウス、暖房機、自動換気装置、防除機 [技術内容] ・土づくり 良質有機物の施用 ・輪作体系の確立 ・減農薬栽培の推進(発生予察情報の活用、フェロモン剤の利用) ・品質向上対策 施肥の合理化、微生物資材の利用 ・連作障害対策		
経営管理の方法	・パソコンなどの利用による経営管理の合理化(複式簿記記帳、農作業日誌記帳、情報収集) ・有利販売の推進[直売の実施、コンテナ出荷など販売方法の改善] ・作業環境改善		
農業従事の態様	・家族経営協定の締結、定期的な休日の実施、月給制の導入 ・経営移譲時期の明確		
【算定根拠】	$\begin{array}{rcl} \text{農業粗収益} & - & \text{農業経営費} & = & \text{農業所得} \\ 2,784 \text{ 万円} & & 1,812 \text{ 万円} & & 972 \text{ 万円} \end{array}$		
1 品種構成			5 単位当たり労働時間
トマト(半促成)	30 a		トマト(半促成) 1,012 時間/10a
トマト(抑制)	15 a		トマト(抑制) 595 時間/10a
キュウリ(抑制)	15 a		キュウリ(抑制) 1,002 時間/10a
2 生産量			6 補助者の労働時間
トマト(半促成)	33,600 kg	(11,200 kg/10a)	3,600 時間
トマト(抑制)	7,800 kg	(5,200 kg/10a)	(1人当たり1,800時間×2人)
キュウリ(抑制)	7,500 kg	(5,000 kg/10a)	
3 単価			7 補助者給与
トマト(半促成)	600 円/kg		4,320,000 円
トマト(抑制)	600 円/kg		(専従者給与18万円×12月×2人)
キュウリ(抑制)	400 円/kg		経営主所得(農業所得-補助者給与)
			5,404,800 円
4 所得率			8 借入地面積
トマト(半促成)	33%		0 a
トマト(抑制)	40%		
キュウリ(抑制)	40%		

※この指標は、主たる従事者1人当たり520万円程度に加え、後継者等の一定所得を可能とする  
1経営体当たり750万円程度の農業所得を確保し得るモデル的な家族経営を示している。

個別経営体

営農類型	果樹専作 梨（直売100%）		
規模	露地 1.5ha 労働力 家族2人（主たる従事者1人） 雇用3人		
所得及び労働時間	所得 867万円、労働時間 4,673時間		
生産方式	[資本装備] トラクター、トラック、スピードスプレーヤー、収穫台車、多目的防災網、多目的スプリンクラー、選果機、パソコン [技術内容] ・土づくり 良質有機物の施用、施肥の合理化 ・減農薬栽培の推進 フェロモン剤の利用による薬剤散布の削減 ・新品種の導入 ・品質向上対策 剪定技術の向上、早期摘蕾・摘果の徹底 ・ミツバチ利用や機械等利用による交配の省力化		
経営管理の方法	・パソコンなどの利用による経営管理の合理化（複式簿記記帳、農作業日誌記帳、情報収集及び宣伝、顧客管理の合理化） ・直売方式によるコストダウンと省力化		
農業従事の態様	・家族経営協定の締結、定期的な休日の実施、月給制の導入 ・経営移譲時期の明確化		
【算定根拠】	$\text{農業粗収益} - \text{農業経営費} = \text{農業所得}$ $1,914 \text{ 万円} \quad 1,047 \text{ 万円} \quad 867 \text{ 万円}$		
1 品種構成			5 単位当たり労働時間
梨(幸水)	60 a		梨(幸水) 299 時間/10a
梨(豊水)	40 a		梨(豊水) 284 時間/10a
梨(新高)	30 a		梨(新高) 281 時間/10a
2 生産量			6 補助者、雇用の労働時間
梨(幸水)	12,000 kg	(2,000 kg/10a)	2,700 時間
梨(豊水)	10,400 kg	(2,600 kg/10a)	(補助者1,800時間 +
梨(新高)	7,500 kg	(2,500 kg/10a)	雇用者1人当たり300時間×3人)
3 単価			7 補助者、雇用者給与
梨(幸水)	700 円/kg		補助者給与
梨(豊水)	600 円/kg		2,160,000 円
梨(新高)	600 円/kg		(専従者給与18万円×12月)
4 所得率			雇用者給与 900,000 円
梨(幸水)	50%		(専従者1,000円×5時間×20日×3カ月×3名)
梨(豊水)	50%		経営主所得(農業所得-補助者給与)
梨(新高)	50%		6,510,000 円
			8 借入地面積
			0 a

※この指標は、主たる従事者1人当たり520万円程度に加え、後継者等の一定所得を可能とする1経営体当たり750万円程度の農業所得を確保し得るモデル的な家族経営を示している。

個別経営体

営農類型	施設(イチゴ)		
規模	ハウス2,200㎡ 育苗ハウス400㎡ 労働力 家族2人(主たる従事者1人)		
所得及び労働時間	所得 770万円、労働時間 3.780時間		
生産方式	<p>[資本装備] 鉄骨ビニールハウス、トラック、動力噴霧機、貨物自動車、パソコン、制御機、管理機、熱水土壤消毒機、トラクター、作業場兼直売所、予冷库、畝立て機</p> <p>[技術内容] ・土づくり 良質有機物の施用 ・減農薬栽培の推進、発生予察情報の活用、フェロモン剤の利用 ・品質向上対策 施肥の合理化、微生物資材の利用 ・連作障害対策</p>		
経営管理の方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・パソコンなどの利用による経営管理の合理化(複式簿記記帳、農作業日誌記帳、情報収集及び宣伝、顧客管理の合理化)</li> <li>・有利販売の推進[計画的作付による安定出荷]</li> <li>・庭先販売の拡充</li> </ul>		
農業従事の態様	<ul style="list-style-type: none"> <li>・家族経営協定の締結、計画的な休日の実施、月給制の導入</li> <li>・各種保険加入</li> </ul>		
【算定根拠】	$\begin{array}{rcccl} \text{農業粗収益} & - & \text{農業経営費} & = & \text{農業所得} \\ 1,540 \text{ 万円} & & 770 \text{ 万円} & & 770 \text{ 万円} \end{array}$		
1 品種構成 イチゴ	22 a		6 補助者の労働時間 1,800 時間 (1人当たり1,800時間)
2 生産量 イチゴ	22,000 パック	(10,000 パック/10a) (1パックは270g~300g)	7 補助者の給与 2,160,000 円 (専従者給与18万円×12月)
3 単価 イチゴ	700 円/パック		経営主所得(農業所得-補助者給与)
4 所得率 イチゴ	50%		5,540,000 円
5 単位当たり労働時間 イチゴ	1,718 時間/10a		8 借入地面積 0 a

※この指標は、主たる従事者1人当たり520万円程度に加え、後継者等の一定所得を可能とする  
1経営体当たり750万円程度の農業所得を確保し得るモデル的な家族経営を示している。

## 第2の2 農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農の類型ごとの新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の指標

第1に示したような目標を可能とする農業経営の指標として、現に松戸市及び周辺市町村で展開している優良事例を踏まえつつ、松戸市における主要な営農類型についてこれを示すと次のとおりである。

個別経営体

営農類型	露地野菜(エダマメ・ホウレンソウ)	
規模	畑 60a(借入地) 労働力 家族2人(主たる従事者1人)	
所得及び労働時間	所得 282万円、労働時間 3, 504時間	
生産方式	[資本装備] トラクター、管理機、軽トラック、動力噴霧機、播種機、作業場、予冷库 [技術内容] ・播種機利用による作業の効率化 ・優良品種の選定 ・減農薬栽培の推進 [防除網の利用・発生予察情報の活用] ・土壌分析による施肥管理	
経営管理の方法	・パソコンなどの利用による経営管理の合理化(複式簿記記帳、分析農作業日誌記帳、情報収集) ・有利販売の推進[直売の実施、コンテナ出荷など販売方法の改善] ・作業環境の改善	
農業従事の態様	・家族経営協定の締結、定期的な休日の実施、月給制の導入	
【算定根拠】	$\text{農業粗収益} - \text{農業経営費} = \text{農業所得}$ $686 \text{ 万円} - 404 \text{ 万円} = 282 \text{ 万円}$	
1 品種構成		5 単位当たり労働時間
夏どりエダマメ	45 a	夏どりエダマメ 256 時間/10a
秋どりホウレンソウ	30 a	秋どりホウレンソウ 229 時間/10a
冬どりホウレンソウ	30 a	冬どりホウレンソウ 280 時間/10a
春どりホウレンソウ	30 a	春どりホウレンソウ 275 時間/10a
2 生産量		6 補助者の労働時間
夏どりエダマメ	3,645 kg (810 kg/10a)	1,500 時間
秋どりホウレンソウ	4,860 kg (1,620 kg/10a)	・補助者(1人当たり)1,500時間×1人)
冬どりホウレンソウ	4,860 kg (1,620 kg/10a)	7 借入地面積
春どりホウレンソウ	2,700 kg (900 kg/10a)	60 a
3 単価		8 単位当たり借地料(10a)
夏どりエダマメ	601 円/kg	120,000 円
秋どりホウレンソウ	398 円/kg	(20,000円/10a×60a)
冬どりホウレンソウ	352 円/kg	
春どりホウレンソウ	381 円/kg	
4 所得率		9 補助者給与
夏どりエダマメ	55%	600,000 円
秋どりホウレンソウ	50%	(専従者50,000×12月×1人)
冬どりホウレンソウ	50%	
春どりホウレンソウ	50%	

個別経営体

営農類型	露地野菜(ネギ・エダマメ)		
規模	畑 70a(借入地) 労働力 家族2人(主たる従事者1人)		
所得及び労働時間	所得 283万円、労働時間 3,748時間		
生産方式	[資本装備] トラクター、管理機、軽トラック、動力噴霧機、ネギ皮剥き機、作業場 [技術内容] ・簡易移植機利用による省力化(ネギ) ・優良品種の選定 ・減農薬栽培の推進 [フェロモン剤の利用・発生予察情報の活用] ・土壌分析による施肥管理		
経営管理の方法	・パソコンなどの利用による経営管理の合理化(複式簿記記帳、生産履歴の改善) ・作業環境の改善		
農業従事の態様	・家族経営協定の締結、定期的な休日の実施、月給制の導入		
【算定根拠】	$\begin{array}{rcl} \text{農業粗収益} & - & \text{農業経営費} & = & \text{農業所得} \\ 703 \text{ 万円} & & 420 \text{ 万円} & & 283 \text{ 万円} \end{array}$		
1 品種構成			5 単位当たり労働時間
秋冬ネギ	50 a		秋冬ネギ 444 時間/10a
夏ネギ	20 a		夏ネギ 444 時間/10a
エダマメ	25 a		エダマメ 256 時間/10a
2 生産量			6 補助者の労働時間
秋冬ネギ	18,000 kg	(3,600 kg/10a)	1,800 時間
夏ネギ	5,400 kg	(2,700 kg/10a)	・補助者(1人当たり)1,800時間×1人)
エダマメ	2,025 kg	(810 kg/10a)	7 借入地面積
			70 a
3 単価			8 10a当たり借地料
秋冬ネギ	230 円/kg		140,000 円
夏ネギ	310 円/kg		(20,000円/10a×70a)
エダマメ	601 円/kg		
4 所得率			9 補助者給与
秋冬ネギ	50%		600,000 円
夏ネギ	50%		(専従者50,000×12月×1人)
エダマメ	55%		

### 第3 第2及び第2の2に掲げる事項のほか、農業を担う者の確保及び育成に関する事項

#### 1 農業を担う者の確保・育成の考え方

- (1) 松戸市の特色ある優れた品質の農産物を安定的に生産するとともに、魅力ある地域社会を維持し、松戸市の農業が持続的に発展していくためには、限られた農地の中で、生産性と収益性が高く、持続的な発展性を有する効率的かつ安定的な農業経営体を育成するとともに、地域をけん引する主要な担い手をはじめ、新規就農者などの次世代の農業を担う人材や中小・家族経営などの多様な経営体を含めて、幅広く確保し育成していく必要がある。

このため、地域の主要な担い手に加えて、本基本構想第1の1の「農業経営基盤の強化の基本的な方向」に即して、認定農業者や認定新規就農者、集落営農等の担い手について、経営規模や家族・法人など経営形態の別に関わらず育成し、主体性と創意工夫を発揮した経営を展開できるよう重点的に支援する。

特に、地域の将来の農業を担うため規模拡大に意欲的な経営体に対しては、農地の集積・集約を図り、効率的に生産を行うための設備投資や労働力確保の取組を強力に支援する。また、関係機関と連携し、経営体の法人化や財務管理の改善、雇用導入等の取組を推進する。

また、次世代の農業を担う人材を確保するため、新たに就農（農業経営の開始または農業への就業）をしようとする青年等について、安心して就農し定着することが出来るよう、相談への対応・情報の提供、農業技術や経営方法等の研修の実施、地域毎の受入から定着のサポート、就農資金の活用促進など、関係機関と連携して一貫した支援を実施する。

- (2) 中小・家族経営、兼業農家などの多様な経営体について、地域社会の維持の面でも担い手とともに重要な役割を果たしている実態を踏まえ、地域資源の適切な維持管理を図るための支援を実施するとともに、定年後に就農しようとする者やマルチワークの一つとして農業を選択する者など多様な形で農業に関わる者についても、地域農業の活性化や地域社会の維持の面で重要な役割を果たすことが期待されることから、相談対応や情報提供、研修の実施等のサポートを行う。この他、企業からの農業相談への体制を整備し、企業による農業参入の推進を図る。
- (3) 生産現場の人手不足や生産性向上等の課題に対応し、担い手や多様な経営体による農業生産を下支えする観点から、農作業請負による労力補完やスマート農業技術等を活用して省力的に農作業を行う、農業支援サービス事業者による農作業の受委託を促進する。

## 2 松戸市が主体的に行う取組

松戸市は、新たに農業経営を営もうとする青年等や農業を担う多様な人材の確保に向けて、農業事務所及び千葉県農業者総合支援センター等の県が整備した農業経営・就農支援センターの体制に位置付けられた関係機関・団体と連携して、就農等希望者に対する情報提供、住宅の紹介や移住相談対応等の支援、農業技術・農業経営に要する知識習得に向けた研修の実施や研修農場の整備、必要となる農用地等や農業用機械等のあっせん・確保、資金調達のサポートを行う。

また、就農後の定着に向けて、販路開拓や営農面から生活面までの様々な相談に対応するための相談対応、他の農家等との交流の場を設けるなど、必要となるサポートを就農準備から定着まで一貫して行う。

さらに、松戸市が主体となって、農業事務所、農業委員会、農業協同組合、農業教育機関等の関係団体と連携することにより、農業を担う者の受入から定着まで必要となるサポートを一元的に実施できる体制の構築を目指す。

加えて、新たに農業経営を始めようとする青年等が、本構想に基づく青年等就農計画を作成し、青年等就農資金、農地利用効率化等支援交付金等の国による支援策や県による新規就農関連の支援策を効果的に活用しながら、確実な定着、経営発展できるよう必要となるフォローアップを行うとともに、青年等就農計画の達成が見込まれる者に対しては、引き続き農業経営改善計画の策定を促し、認定農業者へと誘導する。

## 3 関係機関の連携・役割分担の考え方

### (1) 松戸市

農業事務所及び千葉県農業者総合支援センター等の関係機関と緊密な連携をとり、就農相談対応や人材確保に係る支援を行う。また、就農希望者の営農計画作成に対する支援を行う。

### (2) 農業委員会

農業委員等と連携し、就農希望者への農地等の情報提供を行う。

### (3) 農業協同組合

就農希望者等の作物ごとの営農技術等の指導を行うとともに、必要に応じて農業機械の貸与など必要なサポートを行う。

### (4) 農業事務所

担い手の育成に向けて、普及指導員による指導に加え、各種の研修会等の実施や専門家派遣による個別支援などを行う。

### (5) 個々の集落（地域計画の作成区域）

農業を担う者を受け入れるための地域の雰囲気づくり・コミュニケーション

ンづくりを行う。

#### 4 就農等希望者のマッチング及び農業を担う者の確保・育成のための情報収集・相互提供

松戸市は、農業協同組合等と連携して、区域内における作付け品目毎の就農受入体制、研修内容、就農後の農業経営・収入・生活のイメージ等、就農等希望者が必要とする情報を収集・整理し、農業事務所へ情報提供する。

また、農業を担う者の確保のため、農業協同組合等の関係機関と連携して、経営の移譲を希望する農業者の情報を積極的に把握するよう努める。さらに、新たに農業経営を開始しようとする者が円滑に移譲を受けられるよう農業事務所及び千葉県農業者総合支援センター、農地中間管理機構、農業委員会等の関係機関と連携して、円滑な継承に向けて必要なサポートを行う。

### 第4 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標その他農用地の効率的かつ総合的な利用に関する事項

#### 1 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標

効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標を、将来の地域における農用地の利用に占めるシェア及び面的集積についての目標として示すと、おおむね次に掲げる程度である。

#### ○効率的かつ安定的な農業経営が地域における農用地の利用に占める面積のシェアの目標

予想農用地面積 (A)	利用集積の 目標面積 (B)	目標シェア ( $B/A \times 100$ )	利用権設定 等面積
580 ha	232 ha	40%	38 ha

#### ○効率的かつ安定的な農業経営が利用する農用地の面的集積についての目標 農地中間管理事業等の実施により効率的かつ安定的な農業経営における経

営農地の面的集積の割合が高まるように努めるものとする。

注1) 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標には農作業受託面積を含む。

注2) 目標年次は概ね10年後とする。

注3) 現状(令和5年1月1日時点)の農用地利用集積の状況について、農用地面積は637ha(水田53ha、畑584ha)、利用集積面積は28.2ha(水田3.6ha、畑24.6ha)である。

## 2 その他農用地の効率的かつ総合的な利用に関する事項

### (1) 農用地の利用状況及び営農活動の実態等の現状

松戸市の農業は、野菜、梨を中心に生産性の高い農業経営が行われている。経営農地は比較的分散傾向にあり、認定農業者等の担い手への農地の利用集積を進めている。

### (2) 今後の農地利用等の見通し及び将来の農地利用のビジョン

今後は更に農業従事者の減少、高齢化が進み、担い手の不足が予想されるため、認定農業者等の担い手を確保し、農地の利用集積を進めるため農業経営改善支援センターによる担い手への支援や農地中間管理事業等を活用し農地の利用集積を進める。

### (3) 関係団体等との連携体制

松戸市では、関係機関が有する農地の情報の共有化を目指し、地域の担い手への面的集積を促進するため、関係各課、農業委員会、農業協同組合、土地改良区、農地中間管理機構等が連携して施策・事業等の推進を実施する。

## 第5 農業経営基盤強化促進事業に関する事項

松戸市は、千葉県が策定した「農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針」の第6「農業経営基盤強化促進事業の実施に関する基本的な事項」に定められた方向に即しつつ、松戸市農業の地域特性、即ち、複合経営を中心とした多様な農業生産の展開や兼業化の著しい進行などの特徴を十分踏まえて、農業経営基盤強化促進事業として次に掲げる事業を推進する。

### 1 第18条第1項の協議の場の設置の方法、第19条第1項に規定する地域計画の区域の基準その他第4条第3項第1号に掲げる事業に関する事項

#### (1) 第18条第1項の協議の場の設置の方法

- ① 開催時期  
幅広い農業者の参画を図るため、協議の場を設置する区域ごとに、当該区域における基幹作物の農繁期を除いて設定する。
  - ② 開催に係る情報提供の方法  
他の農業関係の集まりを積極的に活用し、周知を図る。
  - ③ 参加者  
農業者、市、農業委員等、農業協同組合、農地中間管理機構の支部員、土地改良区、千葉県、その他の関係者とする。
  - ④ 協議すべき事項  
協議の場において、地域の中心となる農用地の出し手及び受け手の意向が反映されるように、地域計画の策定の採否を含め調整を行う。
  - ⑤ 相談窓口の設置  
協議の場の参加者等から協議事項に係る問合せへの対応を行うための窓口を、市農政課に設置する。
- (2) 第19条第1項に規定する地域計画の区域の基準  
農業上の利用が行われる農用地等の区域については、農地利用最適化推進委員の担当地域を基に設定することを基本とする。
- (3) その他第4条第3項第1号に掲げる事業に関する事項  
松戸市は、地域計画を策定した場合は、千葉県・農業委員会・農地中間管理機構・農業協同組合・土地改良区等の関係団体と連携しながら、遅滞なく地域計画を公表し、適切な進捗管理を行うこととし、地域計画に基づいて利用権の設定等が行われているか進捗管理を毎年実施する。

## 2 利用権設定等促進事業に関する事項

- (1) 利用権の設定等を受ける者の備えるべき要件
  - ① 耕作又は養畜の事業を行う個人又は農地所有適格法人（農地法（昭和27年法律第229号）第2条第3項に規定する農地所有適格法人をいう。）が利用権の設定等を受けた後において備えるべき要件は、次に掲げる場合に依りてそれぞれ定めるところによる。
    - ア 農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を含む。）として利用するための利用権の設定等を受ける場合、次の(ア)から(エ)までに掲げる要件のすべて（農地所有適格法人にあっては、(ア)及び「(エ)に掲げる要件のすべて）を備えること。
    - (ア) 耕作又は養畜の事業に供すべき農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農用地を含む。）のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められること。

- (イ) 耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められること。
- (ウ) その者が農業によって自立しようとする意欲と能力を有すると認められること。
- (エ) 所有権の移転を受ける場合は、上記(ア)から(ウ)までに掲げる要件のほか、借入者が当該借入地につき所有権を取得する場合、農地の集団化を図るために必要な場合、又は近い将来農業後継者が確保できることとなることが確実である等特別な事情があること。
- イ 混牧林地として利用するため利用権の設定等を受ける場合は、その者が利用権の設定等を受ける土地を効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うことができると認められること。
- ウ 農業用施設用地（開発して農業用施設用地とすることが適当な土地を含む。）として利用するため利用権の設定等を受ける場合、その土地を効率的に利用できると認められること。
- ② 農用地について所有権、地上権、永小作権、質権、賃借権、使用貸借による権利又はその他の使用及び収益を目的とする権利を有する者が利用権設定等促進事業の実施により利用権の設定等を行う場合において、当該者が前項のアの(ア)及び(イ)に掲げる要件（農地所有適格法人にあっては、(ア)に掲げる要件）のすべてを備えているときは、前項の規定にかかわらず、その者は、おおむね利用権の設定等を行う農用地の面積の合計の範囲内で利用権の設定等を受けることができるものとする。
- ③ 農業協同組合法（昭和22年法律第132号）第10条第2項に規定する事業を行う農業協同組合又は農業協同組合連合会が利用権の設定等を受ける場合、同法第11条の50第1項第1号に掲げる場合において農業協同組合又は農業協同組合連合会が利用権の設定等を受ける場合、農地中間管理機構又は独立行政法人農業者年金基金法（平成14年法律第127号）附則第6条第1項第2号に掲げる業務を実施する独立行政法人農業者年金基金が利用権の設定等を受ける場合若しくは法第7条に規定する農地中間管理機構の特例事業を行う農地中間管理機構、又は独立行政法人農業者年金基金が利用権の設定等を行う場合には、これらの者が当該事業又は業務の実施に関し定めるところによる。
- ④ 利用権の設定等を受けた後において耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められない者（農地所有適格法人、農地中間管理機構、農業協同組合その他農業経営基盤強化促進法施行令（昭和55年政令第219号）（以下「政令」という。）第3条で定める者を除く。）は、次に掲げる要件のすべてを備えるものとする。

ア その者が耕作又は養畜の事業に供すべき農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農用地を含む。）のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められること。

イ 松戸市への確約書の提出や松戸市との協定の締結を行う等により、その者が地域の農業における他の農業者との適切な役割分担の下に継続的かつ安定的に農業経営を行うと見込まれること。

ウ その者が法人である場合にあっては、その法人の業務を執行する役員のうち一人以上の者がその法人の行う耕作又は養畜の事業に常時従事すると認められること。

⑤ 農地所有適格法人の組合員、社員又は株主（農地法第2条第3項第2号チに掲げる者を除く）が、利用権設定等促進事業の実施により、当該農地所有適格法人に利用権の設定等を行うため利用権の設定等を行う場合は、①の規定にかかわらず利用権の設定等を受けることができるものとする。ただし、利用権の設定等を受けた土地のすべてについて当該農地所有適格法人に利用権の設定等を行い、かつこれら二つの利用権の設定等が同一の農用地利用集積計画において行われる場合に限るものとする。

⑥ ①から⑤に定める場合のほか、利用権の設定等を受ける者が利用権の設定等を受けた後において備えるべき要件は、別紙1のとおりとする。

## (2) 利用権の設定等の内容

利用権設定等促進事業の実施により、設定（又は移転）される利用権の存続期間（又は残存期間）の基準、借賃の算定基準及び支払（持分及び株式の付与を含む。以下同じ。）の方法、農業経営の受委託の場合の損益の算定基準及び決済の方法その他利用権の条件並びに移転される所有権の移転の対価（現物出資に伴い付与される持分及び株式を含む。以下同じ。）の算定基準及び支払の方法並びに所有権の移転の時期は、別紙2のとおりとする。

## (3) 開発を伴う場合の措置

① 松戸市は、開発して農用地又は農業用施設用地とすることが適当な土地についての利用権の設定等を内容とする農用地利用集積計画の作成に当たっては、その利用権の設定等を受ける者（地方公共団体及び農地中間管理機構を除く。）から「農業経営基盤強化促進法の基本要綱」（平成24年5月31日付け24経営第564号農林水産省経営局長通知、以下「基本要綱」という。）様式第7号に定める様式による開発事業計画を提出させる。

② 松戸市は、①の開発事業計画が提出された場合において、次に掲げる要件に適合すると認めるときに、農用地利用集積計画の手続を進める。

ア 当該開発事業の実施が確実であること。

イ 当該開発事業の実施に当たり農地転用を伴う場合には、農地転用の許可の基準に従って許可し得るものであること。

ウ 当該開発事業の実施に当たり農用地域内の開発行為を伴う場合には、開発行為の許可基準に従って許可し得るものであること。

(4) 農用地利用集積計画の策定期期

① 松戸市は、(5)の申出その他の状況から農用地の農業上の利用の集積を図るため必要があると認めるときは、その都度、農用地利用集積計画を定める。

② 松戸市は、農用地利用集積計画の定めるところにより設定（又は移転）された利用権の存続期間（又は残存期間）の満了後も農用地の農業上の利用の集積を図るため、引き続き農用地利用集積計画を定めるよう努めるものとする。この場合において、当該農用地利用集積計画は、現に定められている農用地利用集積計画に係る利用権の存続期間（又は残存期間）の満了の日の30日前までに当該利用権の存続期間（又は残存期間）の満了の日の翌日を始期とする利用権の設定（又は移転）を内容として定める。

(5) 要請及び申出

① 農業委員会は、認定農業者で利用権の設定を受けようとする者又は利用権の設定等を行おうとする者の申出をもとに、農用地の利用権の調整を行った結果、認定農業者に対する利用権設定等の調整が調ったときは、松戸市に農用地利用集積計画を定めるべき旨を要請することができる。

② 松戸市の全部又は一部をその地区の全部又は一部とする土地改良区は、その地区内の土地改良法（昭和24年法律第195号）第52条第1項又は第89条の2第1項の換地計画に係る地域における農地の集団化と相まって農用地の利用の集積を図るため、利用権設定等促進事業の実施が必要であると認めるときは、別に定める様式により農用地利用集積計画に定めるべき旨を申し出ることができる。

③ 農用地利用改善団体及び営農指導事業においてその組合員の行う作付地の集団化、農作業の効率化等の農用地の利用関係の改善に関する措置の推進に積極的に取り組んでいる農業協同組合は、別に定める様式により農用地利用集積計画に定めるべき旨を申し出ることができる。

④ ②から③に定める申出を行う場合において、(4)の②の規定により定める農用地利用集積計画の定めるところにより利用権の存続を申し出る場合には、現に設定（又は移転）されている利用権の存続期間（又は残存期間）の満了の日の90日前までに申し出るものとする。

(6) 農用地利用集積計画の作成

① 松戸市は、(5)の①の規定による農業委員会からの要請があった場合には、

その要請の内容を尊重して農用地利用集積計画を定める。

- ② 松戸市は、(5)の②から③規定による農用地利用改善団体、農業協同組合又は土地改良区からの申出があった場合には、その申出の内容を勘案して農用地利用集積計画を定めるものとする。
- ③ ①、②に定める場合のほか、利用権の設定等を行おうとする者又は利用権の設定等を受けようとする者の申出があり、利用権設定等の調整が調ったときは、松戸市は、農用地利用集積計画を定めることができる。
- ④ 松戸市は、農用地利用集積計画において利用権の設定等を受ける者を定めるに当たっては、利用権の設定等を受けようとする者((1)に規定する利用権の設定等を受けるべき者の要件に該当する者に限る。)について、その者の農業経営の状況、利用権の設定等をしようとする土地及びその者の現に耕作又は養畜の事業に供している農用地の位置その他の利用条件等を総合的に勘案して、農用地の農業上の利用の集積並びに利用権の設定等を受けようとする者の農業経営の改善及び安定に資するようにする。

(7) 農用地利用集積計画の内容

農用地利用集積計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

なお、⑥のウに掲げる事項については、(1)の④に定める者がこれらを実行する能力があるかについて確認して定めるものとする。

- ① 利用権の設定等を受ける者の氏名又は名称及び住所
- ② ①に規定する者が利用権の設定等((1)の④に定める者である場合については、賃借権又は使用貸借による権利の設定に限る。)を受ける土地の所在、地番、地目及び面積
- ③ ①に規定する者に②に規定する土地について利用権の設定等を行う者の氏名又は名称及び住所
- ④ ①に規定する者が設定(又は移転)を受ける利用権の種類、内容(土地の利用目的を含む。)、始期(又は移転の時期)、存続期間(又は残存期間)、借賃及び支払の方法(当該利用権が農業の経営の委託を受けることにより取得される使用及び収益を目的とする権利である場合にあっては農業の経営の委託者に帰属する損益の算定基準及び決済の方法)、利用権の条件その他利用権の設定(又は移転)に係る法律関係
- ⑤ ①に規定する者が移転を受ける所有権の移転の後における土地の利用目的、当該所有権の移転の時期、移転の対価(現物出資に伴い付与される持分を含む。)及びその支払(持分の付与を含む。)の方法その他所有権の移転に係る法律関係
- ⑥ ①に規定する者が(1)の④に該当する者である場合には、次に掲げる事項  
ア その者が、賃借権又は使用貸借による権利の設定を受けた後において、

その農用地を適正に利用していないと認められる場合に、賃貸借又は使用貸借の解除をする旨の条件

イ その者が毎事業年度の終了後3月以内に、農地法第6条の2で定めるところにより、権利の設定を受けた農地で生産した作物やその栽培面積、生産数量など、その者が賃借権又は使用貸借による権利の設定を受けた農用地の利用状況について農業委員会に報告しなければならない旨

ウ その者が、賃貸借又は使用貸借を解除し撤退した場合の混乱を防止するための次に掲げる事項

(ア) 農用地を明け渡す際の原状回復の義務を負う者

(イ) 原状回復の費用の負担者

(ウ) 原状回復がなされないときの損害賠償の取決め

(エ) 貸借期間の中途の契約終了時における違約金支払の取決め

(オ) その他撤退した場合の混乱を防止するための取決め

⑦ ①に規定する者の農業経営の状況

(8) 同意

松戸市は、農用地利用集積計画の案を作成したときは、(7)の②に規定する土地ごとに(7)の①に規定する者並びに当該土地について所有権、地上権、永小作権、質権、賃借権、使用貸借による権利又はその他の使用及び収益を目的とする権利を有する者のすべての同意を得る。

ただし、数人の共有に係る土地について利用権（その存続期間が5年を超えないものに限る。）の設定又は移転をする場合における当該土地について所有権を有する者の同意については、当該土地について2分の1を超える共有持分を有する者の同意を得ることで足りるものとする。

(9) 公告

松戸市は、農業委員会の決定を経て農用地利用集積計画を定めたとき又は(5)の①の規定による農業委員会の要請の内容と一致する農用地利用集積を定めたときは、その旨及びその農用地利用集積計画の内容のうち(7)の①から⑥までに掲げる事項を公告する。

(10)公告の効果

松戸市が(9)の規定による公告をしたときは、その公告に係る農用地利用集積計画の定めるところによって利用権が設定され（若しくは移転し）又は所有権が移転するものとする。

(11)利用権の設定等を受けた者の責務

利用権設定等促進事業の実施により利用権の設定等を受けた者は、その利用権の設定等に係る土地を効率的に利用するように努めなければならない。

(12)紛争の処理

松戸市は、利用権設定等促進事業の実施による利用権の設定等が行われた後は、借賃又は対価の支払等利用権の設定等に係る土地の利用に伴う紛争が生じたときは、当該利用権の設定等の当事者の一方又は双方の申出に基づき、その円満な解決に努める。

(13)農用地利用集積計画の取消し等

- ① 松戸市は、次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、(9)の規定による公告があった農用地利用集積計画の定めによるところにより賃借権又は使用貸借による権利の設定を受けた(1)の④に規定する者に対し、相当の期限を定めて、必要な措置を講ずべきことを勧告することができるものとする。
  - ア その者がその農用地において行う耕作又は養畜の事業により、周辺の地域における農用地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障が生じているとき。
  - イ その者が地域の農業における他の農業者との適切な役割分担の下に継続的かつ安定的に農業経営を行っていないと認めるとき。
  - ウ その者が法人である場合にあっては、その法人の業務を執行する役員のいずれもがその法人の行う耕作又は養畜の事業に常時従事していないと認めるとき。
- ② 松戸市は、次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、農業委員会の決定を経て、農用地利用集積計画のうち当該各号に係る賃借権又は使用貸借による権利の設定に係る部分を取消すものとする。
  - ア (9)の規定による公告があった農用地利用集積計画の定めるところによりこれらの権利の設定を受けた(1)の④に規定する者がその農用地を適正に利用していないと認められるにもかかわらず、これらの権利を設定した者が賃貸借又は使用貸借の解除をしないとき。
  - イ ①の規定による勧告を受けた者がその勧告に従わなかったとき。
- ③ 松戸市は、②の規定による取消しをしたときは、農用地利用集積計画のうち②のア及びイに係る賃借権又は使用貸借による権利の設定に係る部分を取消した旨及び当該農用地利用集積計画のうち当該取消しに係る部分を松戸市の公報に記載することその他所定の手段により公告する。
- ④ 松戸市が③の規定による公告をしたときは、②の規定による取消しに係る賃貸借又は使用貸借は解除されたものとみなす。
- ⑤ 松戸市農業委員会は、②の規定による取消しがあった場合において、当該農用地の所有者に対し、当該農用地についての権利の設定のあっせん等(農地中間管理事業、農地中間管理機構の特例事業の実施等)の働きかけ等を行う。

### 3 農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準 その他農用地利用改善事業の実施の基準に関する事項

#### (1) 農用地利用改善事業の実施の促進

松戸市は、地域関係農業者等が農用地の有効利用及び農業経営の改善のために行う自主的努力を助長するため、地域関係農業者等の組織する団体による農用地利用改善事業の実施を促進する。

#### (2) 区域の基準

農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準は、土地の自然的条件、農用地の保有及び利用の状況、農作業の実施の状況、農業経営活動の領域等の観点から、農用地利用改善事業を行うことが適当であると認められる区域（1～数集落）とするものとする。

#### (3) 農用地利用改善事業の内容

農用地利用改善事業の主要な内容は、(2)に規定する区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るための、作付地の集団化、農作業の効率化その他の措置及び農用地の利用関係の改善に関する措置を推進するものとする。

#### (4) 農用地利用規程の内容

① 農用地利用改善事業の準則となる農用地利用規程においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

ア 農用地の効率的かつ総合的な利用を図るための措置に関する基本的な事項

イ 農用地利用改善事業の実施区域

ウ 作付地の集団化その他農作物の栽培の改善に関する事項

エ 認定農業者とその他の構成員との役割分担その他農作業の効率化に関する事項

オ 認定農業者に対する農用地の利用の集積の目標その他農用地の利用関係の改善に関する事項

カ その他必要な事項

② 農用地利用規程においては、①に掲げるすべての事項についての実行方を明らかにするものとする。

#### (5) 農用地利用規程の認定

① (2)に規定する区域をその地区とする地域関係農業者等の組織する団体で、定款又は規約及び構成員につき法第23条第1項に規定する要件を備えるものは、基本要綱参考様式第6-1号の認定申請書を松戸市に提出して、農用地利用規程について松戸市の認定を受けることができる。

② 松戸市は、申請された農用地利用規程が次に掲げる要件に該当するとき

は、法第23条第1項の認定をする。

ア 農用地利用規程の内容が基本構想に適合するものであること。

イ 実施区域が地域計画の区域内にあるときは、農用地利用規程の内容が当該地域計画の達成に資するものであること。

ウ 農用地利用規程の内容が農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために適切なものであること。

エ (4)の①のエに掲げる役割分担が認定農業者の農業経営の改善に資するものであること。

オ 農用地利用規程が適正に定められており、かつ、申請者が当該農用地利用規程で定めるところに従い農用地利用改善事業を実施する見込みが確実であること。

③ 松戸市は、②の認定をしたときは、その旨及び当該認定に係る農用地利用規程を公告する。

④ ①から③までの規定は、農用地利用規程の変更についても準用する。

(6) 特定農業法人又は特定農業団体を定める農用地利用規程の認定

① (5)の①に規定する団体は、農用地の保有及び利用の現況及び将来の見通し等からみて農用地利用改善事業が円滑に実施されないと認めるときは、当該団体の地区内の農用地の相当部分について農業上の利用を行う効率的かつ安定的な農業経営を育成するという観点から、当該団体の構成員からその所有する農用地について利用権の設定等若しくは農作業の委託を受けて農用地の利用の集積を行う農業経営を営む法人（以下「特定農業法人」という。）又は当該団体の構成員からその所有する農用地について農作業の委託を受けて農用地の利用の集積を行う団体（農業経営を営む法人を除き、農業経営を営む法人となることが確実であると見込まれること、その他の政令で定める要件に該当するものに限る。以下「特定農業団体」という。）を、当該特定農業法人又は特定農業団体の同意を得て、農用地利用規程において定めることができる。

② ①の規定により定める農用地利用規程においては、(4)の①に掲げる事項のほか、次の事項を定めるものとする。

ア 特定農業法人又は特定農業団体の名称及び住所

イ 特定農業法人又は特定農業団体に対する農用地の利用の集積の目標

ウ 特定農業法人又は特定農業団体に対する農用地の利用権の設定等及び農作業の委託に関する事項

エ 農地中間管理事業の利用に関する事項

③ 松戸市は、②に規定する事項が定められている農用地利用規程について(5)の①の認定の申請があった場合において、農用地利用規程の内容が(5)

の②に掲げる要件のほか、次に掲げる要件に該当するときは、(5)の①の認定をする。

ア ②のイに掲げる目標が(2)に規定する区域内の農用地の相当部分について利用の集積をするものであること。

イ 申請者の構成員からその所有する農用地について利用権の設定等又は農作業の委託を行いたい旨の申出があった場合に、特定農業法人が当該申出に係る農用地について利用権の設定等若しくは農作業の委託を受けること、又は特定農業団体が当該申出に係る農用地について農作業の委託を受けることが確実であると認められること。

④ ②で規定する事項が定められている農用地利用規程（以下「特定農用地利用規程」という。）で定められた特定農業法人は、認定農業者と、特定農用地利用規程は、法第12条第1項の認定に係る農業経営改善計画とみなす。

#### (7) 農用地利用改善団体の勧奨等

① (5)の②の認定を受けた団体（以下「認定団体」という。）は、当該認定団体が行う農用地利用改善事業の実施区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るため特に必要があると認められるときは、その農業上の利用の程度がその周辺の当該区域内における農用地の利用の程度に比べ、著しく劣っていると認められる農用地について、当該農用地の所有者（所有者以外に権原に基づき使用及び収益をする者がある場合には、その者）である当該認定団体の構成員に対し、認定農業者（特定農用地利用規程で定めるところに従い、農用地利用改善事業を行う認定団体にあつては、当該特定農用地利用規程で定められた特定農業団体を含む。）に利用権の設定等又は農作業の委託を行うよう勧奨することができる。

② ①の勧奨は、農用地利用規程に基づき実施するものとする。

③ 特定農用地利用規程で定められた特定農業法人及び特定農業団体は、当該特定農用地利用規程で定められた農用地利用改善事業の実施区域内にその農業上の利用の程度がその周辺の当該区域内における農用地の利用の程度に比べ、著しく劣っていると認められる農用地がある場合には、当該農用地について利用権の設定等又は農作業の委託を受け、当該区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るよう努めるものとする。

#### (8) 農用地利用改善事業の指導、援助

① 松戸市は、認定団体が農用地利用改善事業を円滑に実施できるよう必要な指導、援助に努める。

② 松戸市は、(5)の①に規定する団体又は当該団体になろうとするものが、農用地利用改善事業の実施に関し、農業事務所、農業委員会、農業協同組合、農地中間管理機構等の指導、助言を求めてきたときは、これらの機関・団体

が一体となって総合的・重点的な支援・協力が行われるように努める。

#### 4 農業協同組合が行う農作業の委託のあっせんの促進その他の委託を受けて行う農作業の実施の促進に関する事項等

##### (1) 農作業の受委託の促進

松戸市は、次に掲げる事項を重点的に推進し、農作業の受委託を組織的に促進する上で必要な条件の整備を図る。

ア 農業協同組合その他農業に関する団体による農作業受委託のあっせんの促進

イ 効率的な農作業の受託事業を行う生産組織又は農家群の育成

ウ 農作業、農業機械利用の効率化等を図るための農作業受託の促進の必要性についての普及啓発

エ 農用地利用改善事業を通じた農作業の効率化のための措置と農作業の受委託の組織的な促進措置と連携の強化

オ 地域及び作業ごとの事情に応じた部分農作業受委託から全面農作業受委託、さらには利用権の設定への移行の促進

カ 農作業の受託に伴う労賃、機械の償却等の観点からみた適正な農作業受託料金の基準の設定

##### (2) 農業協同組合による農作業の受委託のあっせん等

農業協同組合は、農業機械銀行方式の活用、農作業受委託のあっせん窓口の開設等を通じて、農作業の受託又は委託を行おうとする者から申出があった場合は、農作業の受委託についてあっせんに努めるとともに、農作業の受託を行う農業者の組織化の推進、共同利用機械施設の整備等により、農作業受委託の促進に努めるものとする。

#### 5 農業経営の改善を図るために必要な農業従事者の養成及び確保の促進に関する事項

松戸市は、効率的かつ安定的な経営を育成するために、生産方式の高度化や経営管理の複雑化、スマート農業の活用に対応した高い技術を有した人材の育成に取り組む。このため、人材育成方針を定めるとともに、意欲と能力のある者が幅広くかつ円滑に農業に参入し得るように相談機能の一層の充実、先進的な法人経営等での実践的研修、担い手としての女性の能力を十分に発揮させるための研修等を通じて、経営を担う人材の育成を積極的に推進する。また、農業従事者の安定的確保を図るため、他産業に比べて遅れている農業従事の態様等の改善に取り組むこととし、休日制、ヘルパー制度の導入や、高齢者、非農家等の労働力の活用システムを整備する。

## 6 新たに農業経営を営もうとする青年等の確保・育成に関する事項

第1の5に掲げる目標を長期的かつ計画的に達成していくため、関係機関・団体との連携のもと、次の取組を重点的に推進する。

### (1) 新たに農業経営を営もうとする青年等の確保に向けた取組

#### ① 受入環境の整備

農業事務所や農業協同組合などと連携しながら、就農希望者に対し、市内での就農に向けた情報の提供を行う。

#### ② 中長期的な取組

生徒・学生が農業に興味関心を持ち、農業が将来の進路の選択肢の一つとなるよう教育機関や教育委員会と連携しながら、各段階の取組を実施する。具体的には、生産者との交流の場を設けるなど、農業体験ができる仕組みをつくることで、農業に関する知見を広められるようにする。

### (2) 新たに農業経営を営もうとする青年等の定着に向けた取組

#### ① 農業者に関する情報の共有と一貫した指導支援

松戸市が主体となって千葉県立農業大学校や農業事務所、農業委員等、千葉県指導農業士、農業協同組合等と連携・協力して「営農指導カルテ」を作成し、研修や営農指導の時期・内容などの就農前後のフォローアップの状況等を共有し、当該青年等の営農状況を把握して、支援を効率的かつ適切に行うことができる仕組みを作る。

#### ② 就農初期段階の地域全体でのサポート

新規就農者が地域内で孤立することのないよう、法第18条に定める協議を通じ、地域農業の担い手として当該者を育成する体制を強化する。

#### ③ 経営力の向上に向けた支援

①に掲げる「営農指導カルテ」を活用した指導に限らず、4Hクラブや青年新規就農者ネットワークへの加入促進、直売施設への出荷の促進、他産業の経営ノウハウを習得できる交流研修等の機会の提供などにより、きめ細やかな支援を実施する。

#### ④ 青年等就農計画作成の促進及び指導と農業経営改善計画作成への誘導

青年等が就農する地域の地域計画との整合に留意しつつ、本構想に基づく青年等就農計画の作成を促し、就農準備資金・経営開始資金や青年等就農資金、農地利用効率化等支援交付金等の国の支援策や県の新規就農関連事業を効果的に活用しながら経営力を高め、確実な定着へと導く。さらに、青年等就農計画の達成が見込まれる者については、引き続き農業経営改善計画の策定を促し、認定農業者へと誘導する。

### (3) 関係機関等の役割分担

就農に向けた情報提供及び就農相談については県が整備した農業経営・就農支援センターの体制に位置付けられた関係機関・団体、技術や経営ノウハウについての習得については千葉県立農業大学校等、就農後の営農指導等フォローアップについては農業事務所、農業協同組合、認定農業者、千葉県指導農業士等、農地の確保については農業委員会等、各組織が役割を分担しながら各種取組を進める。

## 7 その他農業経営基盤の強化を促進するために必要な事項

### (1) 事業推進体制等

松戸市は、農業委員会、農業事務所、農業共済組合、農業協同組合、土地改良区、農地中間管理機構、農地利用改善団体その他関係団体と連携しつつ、農業経営基盤強化の促進方策について検討するとともに、今後10年にわたり、第1、第4で掲げた目標や第2、第2の2の指標で示される効率的かつ安定的な経営の育成に資するための実現方策等について、各関係機関・団体別の行動計画を樹立する。またこのような長期行動計画と併せて、年度別活動計画において当面行うべき対応を明確化するとともに、毎年度松戸市都市農業振興協議会において協議することとし、関係者が一体となって合意の下に効率的かつ安定的な経営の育成及びこれらへの農用地利用の集積を強力に推進する。

### (2) 農業委員会等の協力

農業委員会、農業協同組合、土地改良区及び農地中間管理機構は、農業経営基盤強化の円滑な実施に資することとなるよう、相互に連携を図りながら協力するように努めるものとし、松戸市は、このような協力の推進に配慮する。

## 第6 その他

この基本構想に定めるもののほか、農業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要な事項については、別に定めるものとする。

## 附 則

- 1 この基本構想は、平成9年3月26日から施行する。
- 2 この基本構想は、平成12年9月6日から施行する。
- 3 この基本構想は、平成18年8月30日から施行する。
- 4 この基本構想は、平成22年6月2日から施行する。
- 5 この基本構想は、平成26年9月30日から施行する。
- 6 この基本構想は、令和5年9月29日から施行する。

別紙1（第5 2（1）⑥ 関係）

次に掲げる者が利用権の設定等を受けた後において、令和4年改正前の法第18条第2項第2号に規定する土地（以下「対象土地」という。）の用途ごとにそれぞれ定める要件を備えている場合には、利用権の設定等を行うものとする。

(1) 地方公共団体（対象土地を農業上の利用を目的とする用途たる公用又は公共用に供する場合に限る。）、農業協同組合等（農地法施行令（昭和27年政令第445号）第2条第2項第1号に規定する法人をいい、当該法人が対象土地を直接又は間接の構成員の行う農業に必要な施設の用に供する場合に限る。）又は畜産公社等（農地法施行令第2条第2項第3号規定する法人をいい、当該法人が同号に規定する事業の運営に必要な施設の用に供する場合に限る。）

○対象土地を農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農用地を含む。）として利用するため利用権の設定等を受ける場合

・・・令和4年改正前の法第18条第3項第2号イに掲げる事項

○対象土地を農業用施設用地（開発して農業用施設用地とすることが適当な土地を開発した場合における開発後の農業用施設用地を含む。以下同じ。）として利用するための利用権の設定等を受ける場合

・・・その土地を効率的に利用できると認められること。

(2) 農業協同組合法第72条の10第1項第2号の事業を行う農事組合法人（農地所有適格法人である場合をのぞく。）又は生産森林組合（森林組合法（昭和53年法律第36号）第93条第2項第2号に掲げる事業を行うものに限る。）（それぞれ対象土地を農用地以外の土地としてその行う事業に供する場合に限る。）

○対象土地を混牧林地として利用するため利用権の設定等を受ける場合

・・・その土地を効率的に利用して耕作又は養蓄の事業を行うことができると認められること。

○対象土地を農業用施設用地として利用するため利用権の設定等を受ける場合

・・・その土地を効率的に利用できると認められること。

(3) 土地改良法（昭和24年法律第195号）第2条2項各号に掲げる事業（同項第6号に掲げる事業を除く。）を行う法人又は農業近代化資金融通法施行令（昭和36年政令第346号）第1条第5号、7号若しくは第8号に掲げる法人（それぞれ対象土地を当該事業に供する場合に限る。）

○対象土地を農業用施設用地として利用するため利用権の設定等を受ける場合

・・・その土地を効率的に利用できると認められること。

別紙2 (第5 2(2)関係)

I 農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を含む。）として利用するための利用権（農業上の利用を目的とする賃借権又は使用貸借による権利に限る。）の設定又は移転を受ける場合

① 存続期間（又は残存期間）	② 借賃の算定基準	③ 借賃の支払方法	④ 有益費の償還
<p>1 存続期間は5年（農業者年金制度関連の場合は10年、開発して農用地とすることが適当な土地について利用権の設定等を行う場合は、開発してその効用を発揮する上で適切と認められる期間その他利用目的に応じて適切と認められる一定の期間）とする。ただし、利用権を設定する農用地において栽培を予定する作目の通常の栽培期間からみて5年とすることが相当でないことと認められる場合には、5年と異なる存続期間とすることができる</p> <p>2 残存期間は、移転される利用権の残存期間とする。</p> <p>3 農用地利用集積計画においては、利用権設定等促進事業の実施により設定（又は移転）される利用権の当事者が当該利用権の存続期間（又は残存期間）の中途において解約する権利を有しない旨を定めるものとする。</p>	<p>1 農地については、農地法第52条の規定により農業委員会が提供する地域の実勢を踏まえ、賃借料情報等を十分考慮し、当該農地の生産条件等を勘案して算定する。</p> <p>2 採草放牧地については、その採草放牧地の近隣の採草放牧地の借賃の額に比準して算定し、近隣の借賃がないときは、その採草放牧地の近隣の農地について算定される借賃の額を基礎とし、当該採草放牧地の生産力、固定資産評価額等を勘案して算定する。</p> <p>3 開発して農用地とすることが適当な土地については、開発後の土地の借賃の水準、開発費用の負担区分の割合、通常の生産力を発揮するまでの期間等を総合的に勘案して算定する。</p> <p>4 借賃を金銭以外のものとして定めようとする場合には、その借賃は、それを金額に換算した額が、上記1から3までの規定によって算定される額に相当するようにより定めるものとする。</p>	<p>1 賃借は、毎年農用地利用集積計画に定める日までに当該年に係る借賃の金額を一時に支払うものとする。</p> <p>2 1の支払いは、賃貸人の指定する農業協同組合等の金融機関の口座に振り込むことにより、その他の場合は、賃貸人の住所に持参して支払うものとする。</p> <p>3 借賃を金銭以外のものとして定められた日までに当該年に係る借賃の支払等を履行するものとする。</p>	<p>1 農用地利用集積計画において、利用権設定等促進事業の実施により利用権の設定（又は移転）を受け、受ける者は、当該利用権に係る農用地を返還するに際し民法の規定により当該農用地の改良のため、に費やした金額その他の有益費について償還を請求する場合その他法令による権利の行使である場合を除き当該利用権の設定者に対し名目のいかんを問わず、返還の代償を請求してはならない旨を定めるものとする。</p> <p>2 農用地利用集積計画において、利用権設定等促進事業の実施により利用権の設定（又は移転）を受け、受ける者が当該利用権に係る農用地を返還する場合において、当該農用地の改良のために費やした金額又はその時ににおける当該農用地の改良による増価額について、当該利用権の当事者間で協議が整わないときは、当事者の双方の申出に基づき松戸市が認定した額をその費やした金額又は増価額とする旨を定めるものとする。</p>

II 混牧林地又は農業用施設用地（開発して農業用施設用地とすることが適当な土地を含む。）として利用するため利用権（農業上の利用を目的とする賃借権又は使用賃借による権利に限る。）の設定又は移転を受ける場合

① 存続期間（又は残存期間）	② 借賃の算定基準	③ 借賃の支払方法	④ 有益費の償還
Iの①に同じ。	1 混牧林地については、その混牧林地の近傍の混牧林地の借賃の額、放牧利用の形態、当事者双方の受益又は負担の程度等を総合的に勘案して算定する。 2 農業用施設用地については、その農業用施設用地の近傍の農業用施設用地の借賃の額に比準して算定し、近傍の借賃がないときは、その農業用施設用地の近傍の用途が類似する土地の借賃の額、固定資産税評価額等を勘案して算定する。 3 開発して農業用施設用地とすることが適当な土地については、Iの②の3と同じ。	Iの③に同じ。	Iの④に同じ。

III 農業の経営の委託を受けることにより取得される使用及び収益を目的とする権利の設定を受ける場合

① 存続期間	② 損益の算定基準	③ 損益の支払方法	④ 有益費の償還
Iの①に同じ。	1 作目等毎に、農業の経営の受託に係る販売額（共済金を含む。）から農業の経営に係る経費を控除することにより算定する。 2 Iの場合において、受託経費の算定に当たっては、農業資材費、農業機械施設の償却費、事務管理費等のほか、農作業実施者又は農業経営受託者の適正な労賃・報酬が確保されるようにするものとす。	Iの③に同じ。この場合においてIの③中「借賃」とあるのは「損益」と、「賃貸人」とあるのは「委託者（損失がある場合には、受託者という。）」と読み替えるものとする。	Iの④に同じ。

IV 所有権の移転を受ける場合

① 対価の算定基準	② 対価の支払方法	③ 所有権の移転の時期
<p>土地の種類及び農業上の利用目的毎にそれぞれ近傍類似の土地の通常取引（農地転用のために農地を売却した者が、その農地に代わるべき農地の所有権を取得するため高額の対価により行われ取引その他特殊な事情の下で行われる取引を除く。）の価格に比準して算定される額を基準とし、その生産力等を勘案して算定する。</p>	<p>農用地利用集積計画に定める所有権の移転の対価の支払期限が所有権の移転を受ける者が指定する農業協同組合等の金融機関の口座に振り込むことにより、又は所有権の移転を行う者の住所に持参して支払うものとする。</p>	<p>農用地利用集積計画に定める所有権の移転の対価の支払期限までに対価の支払いが行われたときは、当該農用地利用集積計画に定める所有権の移転は移転し、対価の支払期限までに対価の支払いが行われないうときは、当該所有権の移転に係る農用地利用集積計画に基づき法律関係は失効するものとする。</p>